

議案第 17 号

境港市用品調達基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

境港市用品調達基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市用品調達基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

境港市用品調達基金の設置及び管理に関する条例（昭和45年境港市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年3月31日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 用品調達基金の廃止

昭和45年に条例を制定し、運用してきた用品調達基金について役目を終えたことから廃止する。（現金及び物品の現在高は、300万円）

2 施行期日

平成26年3月31日

議案第18号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月5日 提出

境港市長 中 村 勝 治

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年境港市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成26年3月31日まで」を「平成27年3月31日まで」に改める。

附則第2項中「平成26年3月31日限り」を「平成27年3月31日限り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

境港市民体育館条例等の一部を改正する条例制定について

境港市民体育館条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月5日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市民体育館条例等の一部を改正する条例

(境港市民体育館条例の一部改正)

第1条 境港市民体育館条例(昭和55年境港市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条中「、次の各号の一に該当するときは」を「、次に定めるとおり」に改め、同条第1号中「第7号」を「第7号まで」に、「中学校以下の児童生徒の個人使用」を「小学生及び中学生が個人使用するときは、免除」に改め、同条第4号中「前3項」を「前各号」に、「認めるとき。」を「認めるときは、減額又は免除」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「行うとき。」を「行うときは、減額又は免除」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「行うとき。」を「行うときは、減額又は免除」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 70歳以上の者及び心身に障がいをもつ者が個人使用するときは、免除別表中「中学生以下の生徒、児童」を「小学生及び中学生」に改める。

(境港市民温水プール条例の一部改正)

第2条 境港市民温水プール条例(昭和62年境港市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「中学校以下の児童生徒の個人使用について」を「小学生及び中学生が個人使用するときは」に改め、同条第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 70歳以上の者及び心身に障がいをもつ者(心身に障がいをもつ者に付添人が必要であると認める場合は、その付添人を含む。)が使用するときは、免除

(3) 医師の指導により機能回復訓練のため使用する者であると教育委員会が認定したものが、当該機能回復訓練のため使用するときは、免除

別表中

「

大人	心身障害者 機能回復訓練の者
520円	260円
5,200円	2,600円

」を

「

大人
520円
5,200円

」に、

「

団体使用（責任者のいる10人以上）			
小人	高校生	大人	心身障害者 機能回復訓練の者
190円	290円	380円	190円

」を

「

団体使用（責任者のいる10人以上）		
小人	高校生	大人
190円	290円	380円

」に

改め、同表備考中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

（海とくらしの史料館条例の一部改正）

第3条 海とくらしの史料館条例（平成6年境港市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「入館する場合」を「入館するとき」に、「、全額免除」を「、免除」に改め、同条第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）70歳以上の者及び心身に障がいをもつ者が入館するときは、免除別表を次のように改める。

区分		入館料の額（1人）
通常展示の入館	小学生・中学生・高校生	100円
	一般	400円
特別展示の入館		市長が別に定める額

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 70歳以上の者及び心身障がい者の使用料の免除

(1) 境港市民体育館（第1条関係）

区 分	改正前	改正後
個人使用（1時間につき）	30円	免除

(2) 境港市民温水プール（第2条関係）

区 分		改正前	改正後
70歳以上の者	個人使用	520円	免除
	団体使用	380円	
心身障がい者、 機能回復訓練の者	個人使用	260円	
	団体使用	190円	

(3) 海とくらしの史料館（第3条関係）

区 分	改正前	改正後
70歳以上の者	400円	免除
心身障がい者	100円	

2 施行期日

平成26年4月1日

議案第 20 号

境港市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定について

境港市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市社会教育委員条例の一部を改正する条例

境港市社会教育委員条例（昭和35年境港市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（定数）

第4条 委員の定数は、15人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第5条に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第6条中「の別表第1」を「別表」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 社会教育委員の委嘱の基準を規定（第4条関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定による「社会教育法」の一部改正に伴い、社会教育委員を委嘱する際の基準を規定

2 施行期日

平成26年4月1日

議案第 21 号

教育委員会所管嘱託員（非常勤）の定数及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

教育委員会所管嘱託員（非常勤）の定数及び給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

教育委員会所管嘱託員（非常勤）の定数及び給与に関する条例の一部を
改正する条例

教育委員会所管嘱託員（非常勤）の定数及び給与に関する条例（昭和34年境港市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「7万4,000円」を「15万円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 公民館長の報酬の額を見直し（第3条関係）

[改正前] 月額 74,000円

[改正後] 月額 150,000円

2 施行期日

平成26年4月1日

議案第 22 号

境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する
条例制定について

境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例

境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成20年境港市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 標準産業分類に掲げるコールセンター業

第2条第7号中「、操業開始の日までに取得した」を「、当該企業立地の事業の用に供する」に改め、同条に次の2号を加える。

(9) 常時雇用者 次に掲げる要件をいずれも満たしている者をいう。

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は65歳に達した日以降に新たに雇用される者。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する者は除く。

イ 労働基準法第107条の規定による労働者名簿に記載されている者

ウ 雇用契約において定められた1週間の所定労働時間が30時間以上の者

エ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により境港市の住民基本台帳に記録されている者

(10) 新規常時雇用者 常時雇用者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 企業立地に伴い当該事業所等に雇用されている者。ただし、代表権を有する者、既設の事業所から配置換えされた者及び退職者の補充を目的として雇用された者を除く。

イ 市内の他の事業所等に雇用されている者のうち企業立地に伴い新たに雇用された者であると市長が認めたもの

第3条第1項中「企業立地をしようとする」を「支援措置を受けようとする」に、「受けることができる。」を「受けなければならない。」に改め、同条第2項第1号中「並びに新たに常時雇用する従業員（操業開始の前1年以内に雇用した操業開始に必要な従業員とし、代表権を有する者及び既設の事業所から配置換えされた者並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する者を除く。以下同じ。）の数及び新たに常時雇用する従業員のうち市内に住所を有する者の数」を「及び新規常時雇用者の数」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 投下固定資産総額が1億円以上かつ新規常時雇用者の数が7人以上であること。

イ 投下固定資産総額が5,000万円以上かつ新規常時雇用者の数が4人以上であること（アに該当するものを除く。）。

第3条第2項第1号に次のように加える。

ウ 投下固定資産総額が3,000万円以上かつ新規常時雇用者の数が2人以上であること（ア又はイに該当するものを除く。）。

第3条第4項中「、規則で定めるところにより、当該」を「、当該」に改め、同条に次の1項を加える。

5 認定事業者は、操業開始の日から30日以内に、企業立地事業計画の状況について報告しなければならない。

第4条第2項中「、規則で定めるところにより、市長」を「、市長」に改める。

第5条第1項中「、企業立地事業計画の認定の日後、当該計画に従って新たに取得された認定事業者の投下固定資産（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地に家屋等の建設の着手があった土地に限る。）については、当該固定資産に新たに固定資産税を課することとなる年度」を「、認定事業者の投下固定資産について、操業開始の日が属する年の翌年の4月1日から始まる年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度のいずれか遅い年度」に、「3年度」を「4年度、同号ウに該当する認定事業者にあつては3年度」に改め、同条第2項中「、認定事業者の投下固定資産」を「、当該投下固定資産」に改める。

第6条第2項中「、企業立地事業計画の認定の日後、当該計画に従って新たに取得された認定事業者の投下固定資産総額（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地に家屋等の建設の着手があった土地に限る。）」を「、投下固定資産総額」に改める。

第7条第2項中「新規雇用者1人につき100万円」を「100万円」に、「新規雇用者1人につき30万円」を「50万円、同号ウに該当する認定事業者にあつては30万円に、新規雇用者（新規常時雇用者のうち、操業開始の日から1年を経過した日までの間継続して雇用された者をいう。）の数を乗じて得た額」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第8条中「支援措置の適用を受けた認定事業者（以下「適用事業者」という。）」を「認定事業者」に改める。

第9条中「適用事業者」を「認定事業者」に改める。

第10条を次のように改める。

（雇用の義務）

第10条 認定事業者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、操業開始の日から、それぞれ同表の中欄に掲げる期間を経過するまでの間、新規常時雇用者の数について、同表の右欄に掲げる要件を満たさなければならない。

区分	雇用継続期間	雇用人数
第3条第2項第1号アに該当する認定事業者	5年間	7人以上
第3条第2項第1号イに該当する認定事業者	4年間	4人以上
第3条第2項第1号ウに該当する認定事業者	3年間	2人以上

2 認定事業者は、前項の要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

第11条の見出し中「支援措置の適用」を「認定等」に改め、同条第1項中「、適用事業者」を「、認定事業者」に、「、支援措置の適用」を「、企業立地事業計画の認定又は支援措置の適用（以下「認定等」という。）」に改め、同項第1号中「の各

号」を「各号又は前条第1項」に改め、同条第2項中「支援措置の適用」を「認定等」に、「適用事業者」を「認定事業者」に改める。

第12条の見出し中「支援措置の適用」を「認定等」に改める。

第14条の見出しを「(実地調査)」に改め、同条中「適用事業者」を「認定事業者」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に企業立地事業計画の提出のあった者に適用する。

(参 考)

主 な 内 容

1 支援措置の見直し（第3条、第5条、第7条関係）

これまで2段階だった支援措置の間に、新たな区分を設ける。

区分	要 件		支 援 措 置	
	投下固定資産総額	新規常時雇用	課税免除等	雇用促進奨励金
ア	1億円以上	7人以上	5年又は補助金	100万円/人
イ(新設)	5千万円以上	4人以上	4年	50万円/人
ウ	3千万円以上	2人以上	3年	30万円/人

2 雇用要件の見直し及び雇用継続義務の明文化（第3条、第10条関係）

市民の雇用増を要件とし、市外の者を含む全体の雇用増に関する規定は削り、新たに当該新規常時雇用者を継続して雇用しなければならない期間を設ける。

区分	改 正 前	改 正 後	
	新規常時雇用者数	新規常時雇用者数	雇用継続義務
ア	全体10人(うち市民7人)以上	市民7人以上	5年間
イ(新設)		市民4人以上	4年間
ウ	全体3人(うち市民2人)以上	市民2人以上	3年間

3 支援対象とする投下固定資産の範囲を拡大（第2条、第5条、第6条関係）

改 正 前	改 正 後
企業立地事業計画の認定の日から操業開始の日までに取得したもの。 (土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地に家屋等の建設の着手があった場合に限る。)	企業立地のため新たに取得したものを対象とする。 (ただし、当該企業立地の事業の用に供するものに限り、取得しても事業の用に供されないものは対象外)

4 施行期日

平成26年4月1日

議案第 23 号

境港市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

境港市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市公共下水道条例の一部を改正する条例

境港市公共下水道条例（平成元年境港市条例第36号）の一部を次のように改正する。
第24条中「及びその翌月分」を「及びその月の前月分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の境港市公共下水道条例第24条の規定は、この条例の施行の日以降に算定する使用料から適用する。ただし、隔月の定例日に排除汚水量を認定する使用料で、その認定に係る定例日の属する月が平成26年2月以前となるものについては、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 公共下水道の使用料を算定する際の取り扱いの変更(第 24 条関係)

隔月認定扱いの使用料の算定において、水道水の使用水量を基に排除汚水量を認定する際の使用料の算定月の表示方法を、水道料金と一致するよう改める。

期別	地区	認定月	公共下水道使用料の算定月	
			改正前	改正後
1 期	B 地区	3 月	3 月・4 月	2 月・3 月
	A 地区	4 月	4 月・5 月	3 月・4 月
2 期	B 地区	5 月	5 月・6 月	4 月・5 月
	A 地区	6 月	6 月・7 月	5 月・6 月
3 期	B 地区	7 月	7 月・8 月	6 月・7 月
	A 地区	8 月	8 月・9 月	7 月・8 月
4 期	B 地区	9 月	9 月・10 月	8 月・9 月
	A 地区	10 月	10 月・11 月	9 月・10 月
5 期	B 地区	11 月	11 月・12 月	10 月・11 月
	A 地区	12 月	12 月・1 月	11 月・12 月
6 期	B 地区	1 月	1 月・2 月	12 月・1 月
	A 地区	2 月	2 月・3 月	1 月・2 月

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

議案第 24 号

境港市下水処理施設条例及び境港市下水処理施設事業受益者分担に関する条例を廃止する条例制定について

境港市下水処理施設条例及び境港市下水処理施設事業受益者分担に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市下水処理施設条例及び境港市下水処理施設事業受益者分担に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 境港市下水処理施設条例（平成5年境港市条例第13号）
- (2) 境港市下水処理施設事業受益者分担に関する条例（平成5年境港市条例第14号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた境港市下水処理施設条例に基づく処分、手続きその他の行為は、境港市公共下水道条例（平成元年境港市条例第36号）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に収納すべきであった下水処理施設の使用料については、なお従前の例による。
- 4 下水処理施設に排除した汚水のうち、施行日以後に排除汚水量の認定を行う汚水は、境港市公共下水道条例による汚水とみなす。

（重要な公の施設の指定に関する条例の一部改正）

- 5 重要な公の施設の指定に関する条例（昭和39年境港市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

(参 考)

主 な 内 容

1 弥生下水処理場の廃止に伴う関係条例の整理

弥生下水処理場を廃止し、これまで同施設で処理していた汚水は公共下水道で処理することに伴い、境港市下水処理施設条例及び境港市下水処理施設事業受益者分担に関する条例を廃止するとともに、関係条例の整理を行う。

2 施行期日

平成26年4月1日

議案第 25 号

境港市営墓地条例制定について

境港市営墓地条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市営墓地条例

境港市営墓地条例（昭和39年境港市条例第22号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定による焼骨の埋蔵又は収蔵の用に供するため、境港市営墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 墓地の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（使用できる者）

第3条 墓地を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）本市の住民基本台帳に記録されている者
- （2）前号以外の者で、本市に本籍を有するもの
- （3）第13条の規定に基づき市長の許可を受けた者
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認めた者

（使用許可）

第4条 墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用許可証の交付）

第5条 市長は、使用許可をしたときは、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、使用許可証を交付するものとする。

（使用地の許可面積）

第6条 使用許可を受けた区画（以下「使用地」という。）の面積は、一世帯につき5平方メートル（馬場崎墓地については6.6平方メートル）を限度とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料）

第7条 使用者は、別表第2に定めるところにより算出した額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用許可と同時に、一括して納付しなければならない。

（使用者の責務）

第8条 使用者は、墓地内の清潔の保持のため、自らの責任において使用地を適正に管理しなければならない。

（禁止事項）

第9条 使用者は、使用地を焼骨の埋蔵又は収蔵以外の用途に使用してはならない。

2 使用者は、墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 何人も、墓地を損傷し、若しくは汚損し、又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(墓碑等の設置の届出)

第10条 使用者は、使用地に墓碑その他の工作物(以下「墓碑等」という。)を設置しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 夕日ヶ丘メモリアルパークにおいては、墓碑等を別表第3で定める基準に従い、設置しなければならない。

(焼骨の埋蔵の届出)

第11条 使用者は、使用地に焼骨を埋蔵又は改葬しようとするときは、埋火葬許可証又は改葬許可証を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第12条 使用者は、第5条に規定する使用許可証の記載事項に変更があったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 使用者は、市外に移住するときは、あらかじめ本市の住民基本台帳に記録されている者を代理人に定め、連署のうえ市長に届け出なければならない。ただし、本市に本籍を有する者については、この限りでない。

(使用権の承継)

第13条 使用権は、その使用者の相続人又は親族等で祖先の祭祀^{さいし}を主宰すべき者が、市長の許可を受けてこれを承継することができる。

2 使用者の死亡その他やむを得ない事情により前項の許可を受けようとする者は、当該事情発生後速やかに移譲関係を証する書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用地の返還)

第14条 使用者は、改葬その他の理由により、使用地が不要となったときは、速やかに原形に復したうえ、返還しなければならない。

2 前項の規定により返還義務を有する者が、使用地を返還しない場合は、市長は、必要な措置を講じることができる。この場合において、市長は、返還義務を有する者から当該措置に要した費用を徴収することができる。

(使用許可の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。

(3) 関係法令、この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

2 使用者は、前項の規定により使用許可の取消しを受けたときは、速やかに使用地を原形に復し返還しなければならない。

3 前項の規定により返還義務を有する者が使用地を返還しない場合は、前条第2項

の規定を準用する。

4 第1項の規定による使用許可の取消しによって生ずる一切の損害については、市は賠償の責めを負わない。

(改葬又は移転命令)

第16条 市長は、都市計画事業その他公益上必要があると認めるときは、使用者に対し改葬又は使用地の移転を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により改葬又は使用地の移転を命じようとするときは、あらかじめ使用者に通知し、代替地を提供しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する措置を行う場合は、その費用を補償するものとする。

(使用料の還付)

第17条 市長は、既に納付された使用料(以下「既納使用料」という。)は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる金額を還付することができる。

(1) 使用地の使用許可を受けた日から1年以内に返還した場合(当該使用地を使用していない場合に限る。) 既納使用料の全額

(2) 使用地の使用許可を受けた日から3年以内に返還した場合 既納使用料の半額(過料)

第18条 市長は、使用許可を受けずに墓地を使用した者(墓地内の立入を除く。)に対して、1万円以下の過料を科することができる。

(仮埋葬区域)

第19条 市長は、身元不明の死体等を仮に埋葬するため、墓地内に仮埋葬区域を設けることができる。

2 市長が、必要があると認めるときは、仮埋葬区域の遺骨を適当な場所に改葬することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の条例の規定により使用の許可を受けた者は、改正後の条例の規定により許可を受けたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

名 称	位 置
馬場崎墓地	境港市馬場崎町183番地
中央墓園	境港市中野町2,152番地
夕日ヶ丘メモリアルパーク	境港市夕日ヶ丘1丁目3,871番地8

別表第2（第7条関係）

墓地の名称	使用料（1平方メートルにつき）
馬場崎墓地 中央墓園	49,600円
夕日ヶ丘メモリアルパーク	75,000円

別表第3（第10条関係）

区 分	通路面から最高部までの高さ
墓碑及びこれに類するもの	2.0メートル以内
囲 障	0.5メートル以内

(参 考)

主 な 内 容

1 夕日ヶ丘メモリアルパークの新設に伴う条例の全部改正

夕日ヶ丘メモリアルパークについて名称等を規定するほか、墓碑等を設置する際の高さの基準を設ける。これに合わせて、使用者の基準、使用权の継承、墓碑の設置時や焼骨の埋葬時の届出等の整理を行う。

(1) 名称、使用料等について（別表第1、別表第2関係）

名 称	使用料単価
夕日ヶ丘メモリアルパーク	75,000円／㎡

(2) 高さの基準について（第10条第2項、別表第3関係）

区 分	通路面から最高部までの高さ
墓碑及びこれに類するもの	2.0メートル以内
囲 障	0.5メートル以内

2 施行期日

平成26年7月1日

議案第 26 号

境港市空家の適正管理に関する条例制定について

境港市空家の適正管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市空家の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家の適正な管理についてその所有者等の責務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空家に対して市が講ずる措置を定めることにより、安心して安全な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。
- (2) 特定空家 空家のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 老朽化又は台風その他の自然災害による倒壊、落下又は飛散により、人の生命、身体又は財産を害するおそれのある空家
 - イ 不特定の者の侵入による犯罪又は火災を誘発するおそれのある空家
- (3) 所有者等 空家を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、空家が原因となり生じた紛争について、民事による解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、特定空家とならないよう自らの責任において空家を管理しなければならない。

(特定空家の情報提供)

第5条 市民は、特定空家と疑われる空家の情報について、市長に提供するよう努めるものとする。

(所有者等の調査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空家の所有者等の把握その他必要な情報について調査し、官公署その他の関係者に対し必要な資料の提供若しくは閲覧又は報告を求めることができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、当該空家及びその敷地に立ち入らせ、その調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第8条 市長は、特定空家であると認めるときは、当該特定空家の所有者等に対し、これを改善するために必要な措置をとるよう助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条に規定する助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該特定空家の状態が改善されないときは、当該特定空家の所有者等に対し、期限を定めて、これを改善するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条に規定する勧告を行ったにもかかわらず、なお当該特定空家の状態が改善されないときは、当該特定空家の所有者等に対し、期限を定めて、これを改善するために必要な措置をとるよう命ずることができる。

(命令代行措置)

第11条 前条の規定による命令（以下単に「命令」という。）を受けた者は、自ら命令に係る措置を講ずることが困難な場合において、市長に対し、命令に係る措置を市長が代わって行うよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る理由が正当であると認めるときは、自ら命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 市長は、前項の規定により、自ら命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせようとするときは、命令に係る措置に要する費用の負担その他必要な事項について、あらかじめ命令を受けた者の同意を得るものとする。

(公表)

第12条 市長は、命令を受けた者が、正当な理由なく命令に従わない場合において、命令に係る措置をとらないことが著しく公益に反すると認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 命令の対象である特定空家の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、当該公表を行う旨及びその内容を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第13条 市長は、命令を受けた者が、命令に係る措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても期限までに完了する見込みがないときであって、かつ、特定空家の安全性を確保せずに放置することが著しく公益に反すると認める

ときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 市長は、前項の規定により、自ら命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせたときは、その費用を命令を受けた者から徴収することができる。

（警察その他の関係機関との連携）

第14条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 目的（第1条関係）

空家の適正な管理について所有者等の責務を明らかにするとともに、市が講ずる措置を定め、安心して安全な生活環境の確保に寄与する。

2 民事による解決との関係（第3条関係）

当事者間における問題解決（民事による解決）を第一義とすることを規定

3 所有者等の責務（第4条関係）

特定空家とならないよう、空家を適正に管理する責務を規定

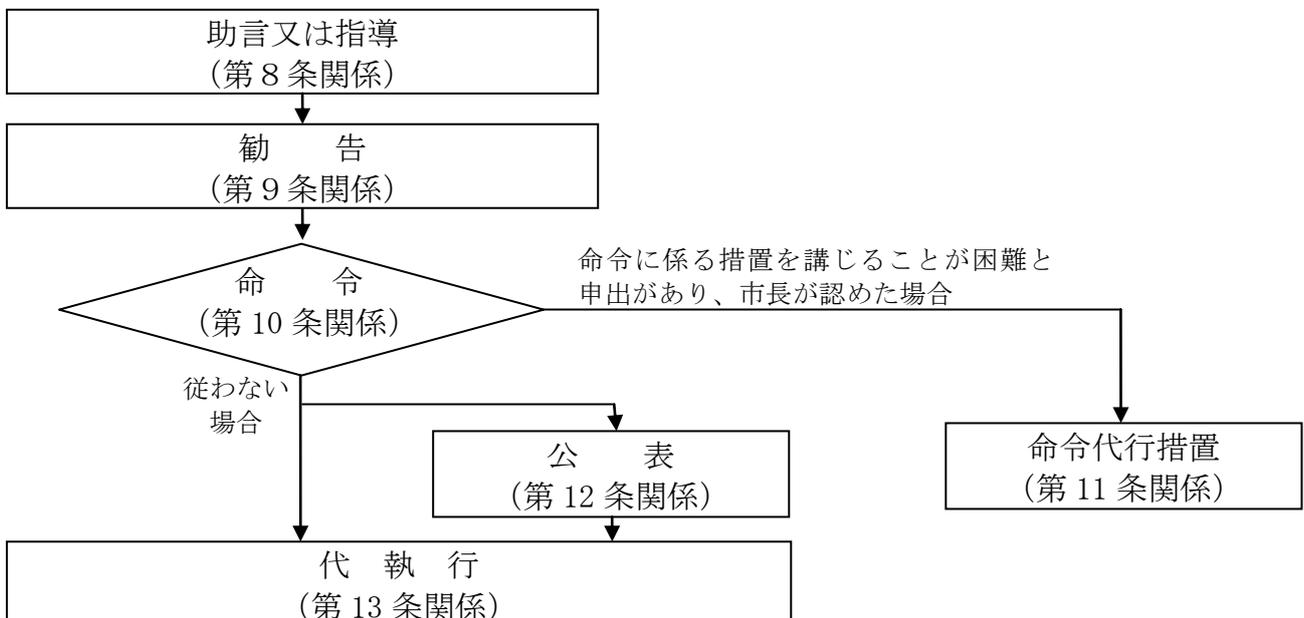
4 特定空家の情報提供（第5条関係）

特定空家を早期に把握するため、市民からの情報提供を規定

5 市が行うことのできる調査（第6条、第7条関係）

特定空家の状況等を把握するため、所有者等の調査及び立入調査を規定

6 手続きについて（第8条から第13条まで関係）



7 関係機関との連携（第14条関係）

警察その他の関係機関との協力について規定

8 施行期日

平成26年7月1日

議案第 27 号

米子境港都市計画事業上道中野土地区画整理事業施行規程を定める
条例を廃止する条例制定について

米子境港都市計画事業上道中野土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する
条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

米子境港都市計画事業上道中野土地区画整理事業施行規程を定める条例
を廃止する条例

米子境港都市計画事業上道中野土地区画整理事業施行規程を定める条例（昭和45年境港市条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 米子境港都市計画事業上道中野土地区画整理事業施行規程を定める条例の廃止
米子境港都市計画事業上道中野土地区画整理事業が終了したことにより、条例を
廃止する。

- 2 施行期日
公布の日